2015 年 7 月 16 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社
省エネルギー型陸上輸送実証事業

デジタルタコグラフ機器からのデータ抽出、及び
変換プログラム作成委託業務
注文仕様書

１．概要

パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下、PCKK という。）は、経済産業省事業「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネルギー型陸上輸送実証事業）」を受託している。当該事業のうち「省エネルギー型トラック輸送に係る実証事業（トラックドライバーのエコドライブ促進による省エネルギー化の実証事業）」は、事業用トラック事業者などが、デジタルタコグラフ機器（ＥＭＳ機器）（以下、デジタコという。）を導入するために必要な経費などを支援し、トラックドライバーのエコドライブ促進による省エネルギー化のデータの取得を行う事業である。

PCKK では、当該事業で得られる運転手ごとのデータを収集し、省エネ効果を分析することで、トラックドライバー間でのエコドライブ達成度合いを相対評価する制度の構築を目指している。

本委託は、運転手ごとのデータを収集するために、デジタコに保存される運行データから、ドライバー個人の運転特性を把握するに資するデータを抽出し、且つ当該データを別プログラムへの入力が可能なファイル形式に変換を行うプログラムの作成をしていただくものである。

２．作業期間

契約日　～　2015 年 11 月 30 日（月）

３．作業内容

⑴　デジタコからのデータ抽出・変換プログラムの作成

デジタコによって保存された運行データより、以下の項目のデータを抽出し、且つ当該データをエコドライブに対する指標を算出するための別プログラムへの入力が可能なファイル形式に変換し出力が行えるプログラムを作成する。

【データ提供が必須のデータ】
○ドライバー名、車両（車種）コード、タイムスタンプ、速度、エンジン回転数、
ＧＰＳデータ（緯度、経度、高度）
※タイムスタンプ、速度、エンジン回転数及びＧＰＳデータは 0.5 秒毎のデータとする。
※ＧＰＳデータの提供が困難な場合は、その理由を明記すること（例：機器が対応していない　など）

【データ提供が任意のデータ】
○アクセル開度、温度情報などその他ドライバー個人の運転特性を把握するに資するデータ

出力されるファイル形式は、CSV 形式等の汎用的なファイル形式ではなく、パシフィックコンサルタンツ株式会社（以下、PCKK）の定めるものとする。

（ファイル形式の詳細については、データの秘匿性を考慮し、本業務受注後に PCKK と協議し、決定する。）

⑵　取扱説明書の作成

⑴で作成したプログラムの取扱説明書を作成する。

４．成果品

⑴ 成果品の形式

	成果品	形式	備考
1	本成果プログラム	コンパイルされた形式	拡張子.exe 形式 等
2	プログラムの取扱説明書	テキスト形式	もしくは word 形式

⑵ 成果品の媒体

上記成果品を格納した CD　１枚を納品のこと

５．準拠する基準等

特になし

６．貸与資料、セキュリティ要件、その他注意事項　など

表. 貸与資料

	貸与資料	媒体	貸与資料の取扱	業務終了時	備考
	特になし				

- 資料（電磁媒体を含む）および業務実施に関して知り得た一切の事項を第三者に開示、漏洩してはならない。
- 成果品を電子データで納品する場合は、納品媒体に対しウイルスチェックを行った上で納品すること。
- 資料（電磁媒体を含む）を含む成果物（中間成果含む）を電子メールや宅ファイル便で交換する場合は、パスワードを設定する。パスワードは担当者と協議の上、決定する。

７．知的財産権

(開発過程で生じる権利)

対象ソフトウェア開発の過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案登録を受ける権利を含み、以下、「特許権等」という）の帰属について

１．PCKK、もしくは受託者が単独で行った発明、または考案から生じた特許権等は各々に帰属するものとする。

２．PCKK と受託者との共同開発で生じた特許権等は両者で共有するものとする。共有とは特許権等の全部につき権利を使用する際に相手方の了承および対価の支払いなしに権利使用者に通常実施権の実施を許諾する関係とする。

３．受託者の従前からの保有特許権等を適用した場合、PCKK に対して、今回の開発目的において必要な範囲で通常実施権の実施を許諾するものとする。

(成果物に関する権利帰属)

４．今回の開発目的において必要な範囲に限り、開発当事者自ら著作権法に基づく利用が可能であり、あるいは、第三者に著作権法に基づいて利用させることが可能とする。ただし、乙が従前から保有していたプログラムについて、別途PCKK、受託者間で使用に関する契約を締結している場合には、当該契約が本契約に優先してされるものとします。

５．成果物の著作権は、著作権法に従い受託者に帰属するものとする。
ただし、成果物に、甲または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む）したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとします。

６．成果物以外で受託者から提供する資料（操作マニュアル等）の著作権は受託者に帰属するが、今回の開発目的において必要な範囲で PCKK も利用可能とする。

(その他)

７．著作権法に基づいて第三者が権利を用いる場合であっても、別途条項で規定した秘密保持義務があれば、その義務を負わせるものとする。

2015 年 7 月 16 日

８．本委託業務に係る費用は、全額国費により賄われているため、成果物については PCKK より国に提供し、今後の国の省エネ政策などに活用される。

以　上